

地域医療の確保に関する決議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算部門の医療を担うなど、社会的使命を果たしている。

そのような中、去る9月26日、厚生労働省から再編や統合等の再検討を求める公立・公的医療機関について、具体的な病院名が公表されたところである。

しかしながら、今回の公表は、公立・公的医療機関のみを対象として全国一律の基準により機械的に分析されたデータに基づいたものであり、関係自治体は、この分析結果に基づいて、今後、拙速な議論が行われることに不安と危惧を抱いている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を持続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、地域医療の確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域医療構想について

- (1) 自治体病院の果たす役割は地域により異なるため、地域医療構想の実現に向けた取組について、各構想区域の実情を踏まえたものとなるよう都道府県に対する的確に助言すること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。
- (3) 地域の医療提供体制の構築に向け、それぞれの地域の実情に応じた医療従事者の養成・確保などの取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金を十分に確保すること。

2 医療従事者の確保について

- (1) 特に医師不足が深刻な小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (2) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや、診療科ごとの必要専門医数の養成などによる医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。
- (3) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実、短時間勤務制の導入など、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。

以上決議する。

令和元年11月6日

全国市議会議長会